

パブリックコメント実施概要

●意見応募期間 平成 28 年 2 月 1 日～22 日

●意見の概要 意見提出件数 7 件（個人・団体含む） 意見数 21 件

●意見（概要）と意見に対する考え方等

※長文でのご意見については要約するなどの編集をしております。

（1）緑地保全計画本文に対するご意見と考え方等

	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方等
1	P1 用語解説と本文の 該当用語のリンクに ついて	現在、目次ページに用語解説に関する注釈があるが、本文から見たときの対応はどうするか。「※」が出てくる最初のページに注釈を挿入するとわかりやすいと思う。	用語解説に関する注釈を目次ページだけでなく、「※」が最初に出てくる P1 にも記載します。
2	P1 目的・構成の明確 化について	「優先度の高い雑木林の確保（最終的に公有地化を考慮する）を進めるにあたっての指針として活用すると共に、できるだけ長期にわたって利活用する(公有地化を考えない)雑木林の指定・利活用を促進する施策の例示も行う」など、第 1 章の表現を工夫してください。	本計画 P1 の第 1 章において「優先度の高い雑木林の確保を進めるにあたっての指針として活用するもの」として位置付けを明記しております。 また、P1 では、「東久留米市第二次緑の基本計画(P48、49)」を引用し、「緑地保全計画の策定と保全」として、「森の広場の指定や公有地化の方針、特別緑地保全地区制度の活用」などの考え方を示しております。 なお、P19 の第 3 章第 5 節に示しているように、緑地保全施策としては、土地所有者等意向を把握しながら可能な限り担保力の高い制度の導入を検討するほか、その他の取り組みも含めた総合的な緑地保全施策を展開していく考えです。
3	P9～11 対象緑地の条件に ついて	対象緑地の条件に「上記条件を充たす緑地に隣接する農地で・・・、当該農地の区域も検討対象とする」とあるが、10～11 頁の対象地区の農地に枠線がない。何か意図があるのか。	対象緑地の条件に合致する農地については、対象地区に含めて黄色の枠線で示しています。本計画においては、生産緑地に指定されている農地であっても対象地区に含めています。
4	P13 「図 6 緑地保全の 流れ(フロー)図」に ついて	「緑地保全の流れ(フロー)図」の利活用を促進する緑地(8 地区)というところがわかりづらい。「取り組む優先順位(保全優先度)の明確化」の判断後に「利活用を促進する緑地」を判断してはどうか。	ご意見を踏まえて、「緑地保全の流れ(フロー)図」を修正いたします。
5	P15～17 評価指標について	評価指標「4.市民利用の増進」という用語はおかしいと思う。評価指標が目的のようになってしまっている。「増進」を「しやすさ」に変えた方が良くはないか。また、「評価指標」は「評価のポイント」に、「評価の基準」は「評価指標(評価項目)」に変えた方がよいと思う。	ご意見を踏まえ、「4. 市民利用の増進」を「4. 市民利用のしやすさ」に、「評価指標」を「評価のポイント」に、「評価の基準」を「評価指標(評価項目)」に、それぞれ修正いたします。
6	P20 農の風景育成地区 制度の活用につい て	P24 の第 3 章第 5 節第 3 項(3)に「新たな制度活用により緑地と一体をなす農地の保全に関わる平成 27 年 4 月に施行された都市農業振興基本法に基づき、連携」と有るが、平成 23 年 8 月に東京都・区市町で策定された「農の風景育成地区制度」は緑地保全制度と繋がるため、制度の活用の検討も追加記載してほしい。	ご意見を踏まえ、追加記載いたします。 なお、「農の風景育成地区制度」の内容は、P20 の第 3 章第 5 節第 1 項(2)の「利活用促進策を通じた緑地保全の推進」に合致するものであるため、「表 10 利活用を促進する施策(例)」に追加記載いたします。
7	P21 第 3 章第 5 節第 2 項(2)「東久留米市 みどりの基金の充実 等」について	現在、東久留米の基金は、開発の見返りと捉えることができる。基金の積み立て、補充は、横浜緑の税なども当然論議に上ってきたものと想像するが、東久留米市緑の税構想も計画案に入れられるのではないか。入口からあきらめるのではなく、出来にくいことの要素の一つずつ排除していけると思う。	「東久留米市みどりの基金」については、開発事業者からの寄付が主となっている現状があり、強制徴収となる税を構想ではなく、まず、緑の保全の必要性・重要性などを訴え、一般の人々の理解を醸成し、寄付を増やしていくことを検討していくべきと考えております。

	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方等
8	P22 東京都緑地保全地域の指定拡大要請について	緑地保全地域・歴史環境保全地域指定の 8 か所は東久留米市の緑の骨格として重要です。「その保全地域に隣接する樹林地は吸収して保全地域を拡大することを都に対して粘り強く要請する」ことを明記してください。	P22 の第 3 章第 5 節第 2 項(3)において、「東京都における自然の保護と回復に関する条例」に基づく「保全地域」の指定拡大を東京都へ要請していくものとする」ことを明記しております。
9	P24 第 3 章第 5 節第 3 項(3)「新たな制度活用により緑地と一体となす農地の保全」について	積極的活用の事例として体験型農園があるが、より踏み込んだ政策が必要となる。自然林、屋敷林とともに農地を緑地ととらえ、市内の緑被率を上げるのであれば、減少していく農地を活用するための発信拠点をその中に設置し、緑地拡大に対する市民意識の醸成を目的としたい。当然、「市民」の概念の中には農業者、組織、団体がある。実態があるものを拠点とすることがよいが、政策上の会議体でも実効性を第一に掲げられればまると思う。	P24 の第 3 章第 5 節第 3 項(3)において、「都市農業振興基本法に基づく都市農業の振興対策や、農地所有者の協力による「体験型農園」などの積極的な活用や導入なども今後の課題となるため、「東久留米市第二次緑の基本計画」の施策「農地保全のための制度の検討と保全(P36)」と連携して実施していくものとする」との考えを示しており、今後、緑の基本計画の施策展開の中で取り組んでまいります。
10	資料編 《用語解説》	「固定資産税・都市計画税」について、「固定資産税、都市計画税は、土地や家屋、償却資産の所有者に課税される税金。このうち都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税であり、緑地保全事業・街路事業・公園事業に使われる。なお、償却資産には都市計画税は課税されない。」と用語解説を記載する。	本計画の用語解説については、計画本文に出てくる用語に対して解説を付すものとしております。

(2) 本計画内容に対するご意見と考え方等

	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方等
11	公費による緑地の公有地化について	市内緑地の保護、保全は必要であるが基金等を使い公有地となった場合、単純に緑被率を上げるだけ、もしくは、保全だけでは、税の使用用途としては理解出来ない。	緑地を保全することは、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、大気汚染対策、湧水の保全、環境学習の場や緑地に親しむことによる緑地保全意識の醸成など、様々な効用・効果があるものと考えています。
12	計画実行の検証について	計画実行のタイムテーブルを計画に書き込み、検証をどのようにしていくかも必要と思われる。これがないと確実に絵に描いた餅になる。	地権者の同意を得ながら進めていく部分があり、タイムテーブルを明記することが難しいものと考えます。また、検証については、「東久留米市第二次緑の基本計画」の「点検評価の仕組み及び計画の見直し (P54、55)」の中で個別項目毎の点検評価項目に「緑地保全計画の進捗状況 (P56)」があり、この中で行ってまいります。
13	樹林地以外の保全について	今回の重点 10 箇所の保存樹又は保存樹林、雑木林の保全の計画は評価する。但し、都市緑地法、東京における自然の保護と回復に関する条例、市民農園整備促進法といった法律には「市民緑地、緑地協定、屋上緑化、市民農園等も保全」とある。今回は重点計画の立案であれば、対象以外の緑地について今後の計画時には対象にして行くなどの記載をしてほしい。	P20 の第 3 章第 5 節第 1 項(2)において、「土地所有者との協議・調整、緑地の実態や土地所有者の実情などを踏まえて緑地の公開を進める」などの取り組みを位置付けており、想定される取り組みとして、市民緑地の指定」や市民農園などの制度を例示しています。また、今回の対象以外の緑地についても、「東久留米市第二次緑の基本計画 (P29～49)」の中で、様々な保全の取り組みを推進することとしています。

	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方等
14	農地の保全について	都市計画法では「市街化区域において農林漁業と調和した良好な都市環境の形成に資する一団の農地等については、地域の実情に応じた都市計画決定権者の判断により、生産緑地地区に指定し適正な保全を図るべき」とされている。また、農業振興地域の整備に関する法律では「都道府県知事の指定した一の農業振興地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村は、政令で定めるところにより、その区域内にある農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない」とあり、今回の計画ではなく、今後の計画時には対象にして行くなど記載してほしい。	既に市内の農地の多くが生産緑地地区に指定されています。また、東京都の多摩地域において農業振興地域に指定されているのは、八王子市・青梅市・あきる野市・瑞穂町・日の出町のみであり、東久留米市は指定されていません。ただし、市では「東久留米市農業振興計画」を策定し、市民生活を支える農地の維持、保全に取り組んでおります。
15	生産緑地の保全について	生産緑地は農地として活きている間は期限を定めて公有地化を急ぐ必要はありませんが、「(相続税納付などのため)買い取り請求があれば、優先度評価で総合点の高い地域内では必ず市が受け入れ、農地継続の努力を行う」ことを明記してください。	P24 の第 3 章第 5 節第 3 項(3)において、農地としての風景を維持していくためにも営農の継続を確保することを第一に考え、緑の基本計画の施策と連携して実施していく考えを示しています。
16	都市計画道路について	保全計画書には、都市計画道路と対象地区との関係についての記載がない。「緑地保全を優先して推進するために、都市における道路の配置等は、地形、地質等の自然条件、市街地の形態や現況の土地利用、あるいは保全すべき自然環境、歴史的環境等の社会的条件を踏まえ広域的な道路網との整合はもとより、土地利用や他の都市施設との十分な連携のもとに見直しする」などと記載してほしい。	本計画は、「東久留米市第二次緑の基本計画」における重点施策の一つとして策定するものであり、都市計画道路の整備の考え方については、上位計画にあたる「東久留米市第二次緑の基本計画(P18～26)」において既に記載しています。
17	都市計画税の活用について	都市計画税の活用と「緑の基金」制度運用の工夫により、今後は都市計画決定手続の円滑化を図り、都市計画の内容を円滑に実現する上で、緑地保全計画における情報開示を促進し、住民が都市の将来像と具体的な計画を常に確認、理解する機会を得ることを可能とすることが市民参加には必要である。このため、緑地保全計画の資料として作成される計画書について、可能な限り、常に住民が容易に閲覧・入手が可能な状態にしておく、緑地保全情報の整備として、新たに「仮称:緑地保全推進課情報センター(室)」を設置することの記載をしてほしい。	P23 の第 3 章第 5 節第 3 項(2)において、「緑地保全に関する各種データの整備」を位置づけており、「東久留米市第二次緑の基本計画(P40、44 等)」の施策と連携して実施していくものとしています。
18	市民団体による緑地の有償管理について	現在、無償の市民参加で緑地維持管理活動しているが、緑地保全推進団体の新認可制度をつくり、「仮称:緑地保全推進課情報センター(室)」や認可された市民団体が有償で緑地保全を運営していくことなどを検討すると記載してほしい。	P23 の第 3 章第 5 節第 3 項(1)において、「保全した緑地の管理における市民協働の仕組みの構築」を位置づけており、「東久留米市第二次緑の基本計画(P43、45 等)」の施策と連携して実施していくものとしています。

	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方等
19	緑地の保全優先度評価に先立つ地区イメージの明確化の必要性について	<p>5つの評価指標からのポイント点での保全優先度になっていますが、この評価は、樹林の形態とか地形の多様性や歴史的資源との一体性等、物理的な視点だけの評価になっています。東久留米の豊かな自然環境を市民が認識し守って行くことが重要です。その意味から、保全された地区の意義を、市民が認識できるイメージ作りが、まずは前提としてあるのではないのでしょうか。今回の選定にあたり、それぞれの対象地域をどのようなイメージとして、創って行くのかの構想が必要です。(例えば、下里氷川神社周辺「神社や畑の環境を生かした、武蔵野の農村風景」)。これは、黒目川親水化検討委員会と第二次緑の基本計画に、このイメージが文章化されています。このように他の地区もイメージ作りの構築が可能かと思えます。イメージが明確になれば、市民が訪れやすくなり、自然への認識が高まります。まずは、どのようなイメージとして各地域を色付けし、多くの市民に認識させ、足を向かせるかとの手立てをすべきかと思えます。今回の地域の保全優先度だけでは、結局は、自分の住んでいる地区だから好き嫌いで判断になりかねません。</p>	<p>本計画は、「東久留米市第二次緑の基本計画」における重点施策の一つとして策定するものであり、本計画が対象とする緑地は、「東久留米市第二次緑の基本計画」の水と緑の17拠点を対象として選定しており、それぞれの拠点のイメージについては、「東久留米市第二次緑の基本計画(P18～26)」に記載しているとおりです。また、本計画における緑地の保全優先度評価では、それぞれの緑地の存する地区や各緑地との関係や愛着などを排し、あくまでも客観的に評価できるような評価指標等を設定いたしました。</p>
20	同上	<p>黒目川と落合川周辺は東久留米のシンボルとして市民が自然に触れ合える貴重な地域です。黒目川親水化検討委員会の報告書に、「宮裏橋～下里氷川神社は、神社や畑の環境を生かし武蔵野の農村風景の復活を目指す」と明確に提言されています。現在、黒目川のせせらぎに遊歩道が整備中で、対岸には畑が広がり、その奥に、鎮守の森が位置し、懐かしい日本の貴重な農村風景となっています。しかし、残念ながら黒目川の西側は宅地化が急速に進み、これ以上の侵食が進むとこの武蔵野の農村風景イメージは絵に描いた餅となり、河川整備の投資額も活かされないと危惧しています。本計画に「社寺林や屋敷林、生産緑地は、緑地消失の蓋然性が低いので、優先度を落とす」とありますが、その地域のイメージをどうするかを視点を外して、単に、緑だけの歯抜けの土地を残しても有効な自然資源となりません。他の候補地区も同様に緑が歯抜け状態となり、東久留米の誇る地域ブロックとしてのイメージが失われ兼ねません。特定の緑地だけを残すハードの視点だけでなく、ソフトな情報を組み合わせ、市民が行って見たくなるような話題作りや物語のイメージ創造が、多額のインフラ整備投資を生かすこととなります。多くの市民が現場に行き体験することで、市内の自然環境の保護に理解が高まり、ボランティア活動に参加者が増えれば良好な環境づくりへ市民の意識が循環して行きます。</p>	<p>本計画は、「東久留米市第二次緑の基本計画」における重点施策の一つとして策定するものであり、本計画が対象とする緑地は、「東久留米市第二次緑の基本計画」の水と緑の17拠点を対象として選定しており、それぞれの拠点のイメージについては、「東久留米市第二次緑の基本計画(P18～26)」に記載しているとおりです。</p>

	項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方等
21	緑地の樹木の適切な管理・保全について	<p>緑地保全計画の中心に、「①樹木の適切な保全管理の具体的な内容」、「②樹木の生長に応じた実施時期」を明確に盛り込むことが重要と考えます。木々の緑は大切ではありますが、緑地は住宅地域の中にあるため、手入れが行き届かないと、樹木が高く伸びすぎ枝も繁茂しすぎてしまい、周辺住民の日常生活を害することになるからです。例えば、日陰を生じさせて洗濯物は乾かず、布団も干せない。大量の蚊が毎年夏・秋に発生して外に出た途端何か所も刺されてしまい窓も開けられないなど、健康をも脅かすのです。現実にもそうした被害を受けてきたのです。こうした状況に対して、当時の市の担当部署は周辺住民の要請に、適切な処置を強圧的な態度で拒否。度重なる要請・嘆願・交渉の結果、やむを得ず漸く腰を上げるという始末でした。</p> <p>(提言)</p> <p>緑地の樹木管理・保全の要点</p> <p>①樹木の高さを若木のうちから決めた上で管理する。</p> <p>②緑地の寄付を受ける際は、樺のように大木になる木は避ける。</p> <p>③緑地の面積に応じて、樹木の種類、本数、植える箇所を十分考える(北寄り避ける)。</p> <p>④樹木の生長・繁茂しすぎないように、適時適切に剪定する。樹木によって生長・繁茂に大きな差があることを十分考慮する。</p> <p>⑤周辺住民の暮らしに害となってしまった木は、思い切って伐採する。遅くなればなるほど費用がかさむ。</p> <p>⑥管理・保全のための予算をきちんと確保する。「予算がないから剪定・伐採できない」(担当部署の口実)のならば、今回「保全計画」を策定しても実行はされない。「仏作って魂入れず」ではダメ。</p> <p>⑦同様に職員(課長、担当者含む)の業務執行状況を常に管理し、評価することが必要。</p>	<p>本計画は、「東久留米市第二次緑の基本計画」における重点施策の一つとして策定するものであり、幅広い緑に関する取組の中でも、優先度の高い雑木林の確保を進める取り組みに限定したものとなっています。</p> <p>頂いたご意見につきましては、今後の公園や緑地などの管理の参考とさせていただきます。</p>